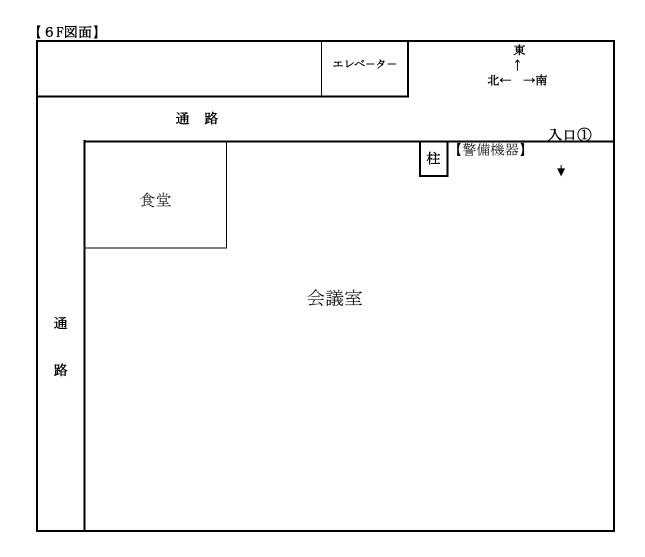
《たかせん新事務所の使用要領について》

- 『会議室の使用要領/貸出の場合』 ① 出入口は原則、東の一ヶ所とする
 - ② 使用部屋は会議室のみの部分とする
 - ③ 空調は使用後には忘れずに電源を切ること
 - ④ ゴミは使用者の責任で搬出及び処分してください
 - ⑤ 火気の使用及び食事並びに喫煙は原則として禁止します
 - ⑥ 会議室の使用については使用責任者が全責任により履行すること
 - ⑦ ブラインドを開けた場合は使用後には閉めて(降ろして)下さい



*当ビルは全館禁煙です。喫煙はお手数ですが、当ビル北側の元丸亀町立体駐車場に 喫煙場所 がありますのでそちらでお願いします。